

障がい者(児)施設に関する整備状況について

障がい者(児)施設の整備については、障がい者の高齢化、重度化、医療的ケアを必要とする方など、ニーズが多様化・複雑化している。区では、施設整備について、いたばしNo.1実現プラン2025改訂版における「実施計画事業」に位置付け進めており、今般、その進捗状況について以下のとおり報告する。

	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
板橋キャンパス跡地活用事業〔都有地〕	国庫補助申請		建設工事	★ 開設			
児童発達支援事業所の整備	開設準備	★ 開設					
旧三園中継所跡地活用事業〔区有地〕		土壌汚染調査 解体設計	調査結果を踏まえた対応 ⇒ 解体工事・事業者公募・開設準備				
区立福祉園の運営	指定管理【4期】		指定管理【5期】				

1 板橋キャンパス跡地活用事業(都有地活用) <令和9年3月開設予定>

板橋キャンパス栄町用地(都有地)を活用した障がい福祉サービス事業所の整備については、令和6年3月に施設建設・運営を行う事業者が決定し、6月には地域住民向けの説明会を開催した。現在は、国の施設整備費補助を受けるための申請手続きを進めており、この結果を受け、令和7年度には、選定事業者により入札が行われ、建設工事に着手する予定である。引き続き、東京都及び選定事業者と協議を進め進捗管理を行っていく。

[整備内容]

サービス名	定員	整備要件等
生活介護	20名	定員のうち、重症心身障がい者を5名以上受け入れることが可能な施設とする。
グループホーム (共同生活援助)	15名	定員のうち、重度重複障がい者(車椅子利用)を3名以上受け入れることが可能な施設とする。また、体験利用として活用できる部屋を1名分整備する。
ショートステイ (短期入所)	4名	医療的ケアや緊急時の受け入れに対応可能な施設とする。
特定相談支援	—	相談支援体制の拡充に寄与する。

2 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備 <令和6年11月開設>

区内に未整備となっている、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を早急に整備するため、公募による民間事業者の誘致を行った。令和6年1月に事業者が決定し、年度内の開設をめざし準備を進め、本年11月に舟渡地区に開設された。

[整備内容]

利用対象者	定員	整備要件等
重症心身障がい児	5名	重症心身障がい児を5名以上受け入れることが可能な施設とする。
重症心身障がい児以外	10名	医療的ケア児の受け入れに対応可能な施設とする。

3 旧三園中継所跡地活用事業(区有地活用) **新規**

区内に未整備となっている、強度行動障がいのある方を支援するグループホームを整備するため、区有地(旧三園中継所跡地)を活用し、公募により施設建設・運営を行う事業者を選定し、整備を進めていく。具体的な整備要件等については、今後検討・調整していく。

[建設予定地]

所在地	板橋区三園2丁目228
用途地域	準工業地域
建蔽率/容積率	60%/200%
敷地面積	1,264 m ²
交通	都営地下鉄三田線 西高島平駅徒歩10分



4 区立福祉園の今後の方向性

区立福祉園については、令和3年11月に策定した「区立福祉園の民営化に関する考え方」に基づき、コロナ禍以降における福祉園を取り巻く環境や需要の変化、サウンディング調査での意向等を踏まえ民営化の検討を進めてきたところである。

しかしながら、来年度に指定管理期間の満了を迎えるにあたり、施設の老朽化や利用者の高齢化、障がいの重度化といった多くの課題を抱える中、直ちに民営化へ移行することは困難であることから、次期指定管理期間についても、指定管理者制度により運営を行い、課題解決に向けた施策を進めていく。